



Title	東アジアにおける中国音楽の受容と変容：日本とベトナムの宮廷音楽初期史を中心に
Author(s)	趙, 維平
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40123
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	趙 維 平
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	第 1 2 9 0 0 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 9 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科芸術学専攻
学 位 論 文 名	東アジアにおける中国音楽の受容と変容 ー日本とベトナムの宮廷音楽初期史を中心にー
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 山 口 修 (副査) 教 授 天 野 文 雄 助教授 桃 木 至 朗

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、東アジアにおける文化接触の問題を音楽史学の立場から取り上げた視野の広い研究である。東アジア文化のなかでも中国が周辺諸国に及ぼした影響はきわめて大きく、音楽も例外ではない。その実態の一端を解明するために、文化伝播の起点のひとつとしての中国に着目し、その宮廷音楽が周辺の国々にどのように受容され変容を遂げたかを歴史的に考証している。加えて、若干のフィールドワーク手法もとりいれ、いわゆる「文化触変 acculturation」の問題を複数の事例に即して比較検討した点で、現代の音楽学が課題とする歴史的方法と体系的方法との融合を試みたものともなっている。その意味では、現在必要とされている「歴史的民族音楽学 historical ethnomusicology」の方法と実際の一例を提示するかたちに到達したと言える。

異なる文化が接触した結果生じる文化変化の様態を具体的な事例に即して究明するという目的を掲げた本論文は、大きく四部から成る。第Ⅰ部「序論」は、古代から近代に至るまで中国が周辺の諸国に文化全般にわたって大きく影響を及ぼしてきたという事実を照らして、音楽文化の領域でその一端を確認する意図を述べる。第一章「研究の目的と従来の研究」で対象地域を唐代の中国と奈良・平安朝の日本、および明代の中国と黎朝（1428～1789）・阮朝（1802～1945）のベトナムにしぼりつつも、若干の考察を宋代の中国と高麗朝の朝鮮に対してもほどこしながら、宮廷音楽の移植と変容の足跡を明らかにするという具体的な目的が表明される。従来、こうした歴史的に明らかな事実は多くの研究者たちによって指摘されてはきたが、現実には表面的に観察される楽器や演奏慣習から類推されるにとどまり、史料を吟味したうえで実証する研究は少なかった。そこで、第二章「研究の方法と資料」では、さらに対象領域を限定し、中国と日本の関係については「女楽」と「踏歌」というふたつのジャンル、そして中国とベトナムの関係については「宮廷音楽のジャンル全般」と「音楽制度全般」に焦点をあてて検証したうえで、双方の事例を比較することにより文化触変の問題を一般論的に探ることが予告される。そのために、該当する地域と時代に関連する歴史的な文献を探り当て、丹念に読み込む作業が必要となる。

第Ⅱ部「8～12世紀日本における中国音楽の受容と変容」では、唐代およびそれ以前の中国側の史籍と奈良・平安時代の日本の史籍から必要な情報を可能な限り抽出し、当時の両国が置かれていた社会的文化的背景と照らし合わせて、中国の音楽文化の一部がどのように日本に導入され、定着し、日本化するに至ったかが詳細に検討される。扱った資料は多岐にわたり、中国側では『論語』『列子』『楚辞』『三国志』などから『隋書』『梁書』『旧唐書』や『全唐詩』『教坊記』『羯鼓録』『楽府雜録』に至るまで、唐代末までに書かれたものが、そして日本側では正史としての

『六国史』はもちろん、宮中の儀式について書かれている『内裏式』や『延喜式』、さらに日記の類として『御堂関白記』『小右記』『権記』、文学作品としての『源氏物語』などが克明に読み解かれている。

まず第三章「女楽の場合」においては、もともと中国の用語であった「女楽」という語が8世紀中葉（平安初期）の『続日本紀』に初出することを指摘したうえで、両国の史籍における少なからぬ出現例を対照させて実態の変遷を考察する。中国では、女楽は早くも春秋戦国時代におこなわれたとされ、それが明代にまで引き継がれていた。唐代末までの文献をみるかぎり、女楽という用語には、①皇帝や貴族たちがかかえていた女性の楽人で、自由を奪われ、皇帝と貴族のあいだで下賜ないし献上される「もの」としてみなされていた「奴隸」のような女性たち、②娯楽性の強い音楽、すなわち「淫楽」、そしてその演奏スタイルをも指し示す多義性が備わっていた。したがって、少なくとも初唐までは、中国の女楽はマイナスのイメージのゆえに宮廷の公的な場で演じられることはなかった。しかるに、日本に導入された経緯をたどると、奈良・平安初期には内教坊の女性貴族たちが宮廷の正殿での公的な行事、すなわち白馬節会、内宴、重陽節会といった機会に、儀式的な音楽として演奏するものに変化したことがうかがえる。しかも平安中期から後期にかけては儀式的から離れて遊興性を帯び貴族の男女がともに楽しむものへと変化していったことが判明する。論者はさらに、より具体的な音楽の側面についても考察し、上演形態、楽人構成、上演内容、上演曲目、楽器などを再構築することを試みている。

第四章「踏歌の場合」で吟味される踏歌は、足で大地を踏み鳴らして拍子を取り、男女の演者たちが手に手をとって隊列を組んで歌い踊る野外および室内の芸能である。漢以前には「踏歌」という用語そのものは文献にみられないが、上演形態として同一視できる事例が多数見られる。唐代になると、まぎれもなくこの用語が多数現れるようになる。たとえば『旧唐書』に記載されている711年の例では、正月15日の元宵節の夜におこなわれた。日本の記録としては『日本書紀』に初出する。それは『旧唐書』の記載例よりもわずかに早い693年に唐人（漢人）が日本の宮廷で上演したことについての記述であるが、「踏歌」という用語が使われている。その後、平安初期には日本人が宮廷儀式の一環として踏歌を演ずるようになった。内教坊の女性を中心に男性の官吏も加わり、宮廷の正殿でおこなわれたのである。8世紀末の延暦年間ころから正月16日におこなわれるようになり、9世紀初頭の弘仁年間からは女性のみによる踏歌、すなわち女踏歌が登場する。また、889年に新しいかたちで登場する男踏歌は、宮廷の儀式芸能であっただけでなく、貴族たちの遊興的なものとして一般的なものとなったと結論づけることができる。

こうして明らかになった女楽と踏歌の事例から判断するかぎり、日本における中国文化の受容の仕方が鮮明に浮かび上がってくる。すなわち、中国文化を当初はそのまま導入したとしても、時代の流れとともに、本来の意味あいや用途から引き離し、自文化に見合ったかたちに変容させていったのである。換言すれば、なんらかのフィルターを通して異文化を受けとめたうえで、新しい文化要素を自文化のなかに組み込んで文化変容を遂げたことになる。

次に考察の対象を変え、全く異なる地域と時代へと視点を移動させるのが第Ⅲ部「15～19世紀ベトナムにおける中国音楽の受容と変容」である。ただし、中国の宮廷音楽が伝播してゆくことを扱っている点で、比較の枠組みが一貫している。また、ベトナムの宮廷音楽そのものについては、日本の場合とくらべると従来の研究例が極端に少ないので、少なくともその初期史の全体像把握のためのデータをいくらかでも社会一般に提示することも課題としている。扱う史料としては、中国側では『宋史』『都城紀勝』『明史』『大清会典』など、ベトナム側では1340年ころ成立の『安南志略』、1479年から18世紀末にかけて断続的に編纂が続けられた『大越史記全書』、19世紀前半の『雨中隨筆』、1821年成立の『歴朝憲章類志』、1855年成立の『大南会典事例』、1844～1909年成立の『大南寔録』である。かつては漢字を使っていたとはいえ、ベトナムの史籍には数量の点で限界があるというのが現状であり、入手可能な文献を手がかりにベトナム宮廷音楽初期史を垣間みなければならぬことを訴えている。現代人によるベトナム音楽史研究の稀なケースとして、チャン・ヴァン・ケー（陳文溪）によるベトナム音楽全体に関する研究のなかに含まれた部分が貴重なものであるが、本論文のベトナム関係部分はその間隙を埋めるものとして、また若干の修正を加えるものとして執筆されている。この第Ⅲ部はまた、絶滅寸前の状態にあったベトナム音楽を東アジアの貴重な共通文化遺産として復興させようという機運に乗ったフィールドワークに端を発している点で、音楽史学の新しい方法を提示する例ともなっている。すなわち、現状の把握と歴史研究とを有機的に結びつける試みである。

第五章「ベトナム宮廷音楽のジャンル」では、15世紀前半に明代の中国から伝わったと考えられる宮廷音楽の種類として雅楽（ニャーニャック）、大楽（ダイニャック）、小楽（ティエウニャック）、細楽（テーニャック）、軍楽（ク

アンニャック)、女楽(ヌーニャック)などが存在していたことを史籍から読みとり、それぞれについて可能なかぎり、楽器編成、演奏慣習、曲目、関連儀式などをつきとめている。判明したことの主要なものとしては、雅楽が宮廷儀式音楽として文献中で最も出現頻度が高く、大楽や小楽とともに宮中での年中儀礼で不可欠な役割をはたしていたこと、材料による「八音」楽器分類や堂上坐奏・堂下立奏などの演奏慣習、宗廟や文廟での八佾舞などが中国から伝わっていたこと、細楽・軍楽が祭祀楽として機能をはたしていたこと、そして女楽が俗楽の性格をもつものとして把握されていたことが挙げられる。

こうした多彩な楽舞のジャンルの上演や教授学習をどのような機関が司っていたかを探るのが第六章「ベトナム宮廷音楽における組織」である。最も重要な「教坊」は宋代の中国から李朝(1009~1225)のベトナムに伝わったもので、当初は中国の場合と同様に俗楽を担当する機関であったが、徐々に宮廷儀式音楽のためのものへと変化していったと考えられる。そして、後続して明代の中国から黎朝のベトナムに伝わった「同文」や「雅楽署」と併置され、儀式全般を管轄する組織となった。阮朝の明命期(19世紀)までには、これらの組織制度が細分化し肥大化していった。たとえば雅楽の場合、楽器の演奏を司る組織として雅楽署以外に「和声署」、また佾舞に関するものとして「清平署」が設けられた。また、皇帝や王妃の前で女性演者がおこなう女楽を管理する組織は小侯隊だった。このような組織全体の変遷は、中国からの影響に加えて、異文化からのものに自文化の要素を加味していった過程と考えられる。

第七章「受容の問題」では、ベトナムの事例を大きく振り返って文化触変のあり方を分析する。明代を中心に中国から導入された宮廷音楽を、約二百年のあいだに消化し成熟させて、自文化の一端に組み込んでいったのであるが、そこにはベトナム化された側面が際だっている。たとえば大音量の大楽は、鼓吹楽というもともとの性格は保たれるにしても、具体的な楽器の選択にはベトナムの要素が前面に出ており、その傾向が20世紀末の現在にも引き継がれている。

論文をしめくくる第IV部「文化の受容と変容をめぐる」では、これまで主たる研究対象として検討してきた日本とベトナムの事例に加えて朝鮮の事例を若干取り込んだうえ、より一般的な問題提起を試みている。すなわち第八章「東アジアにおける中国音楽の変容と受容」の章題が示すとおり、この研究が東アジア全般に展開してきた音楽における文化交流の歴史の一端を探るものであって、将来的にはさらに事例をより多くとりあげたり、今回扱った事例にしても新たな資料が発見されればそれらをも取り込みさえすれば、この論文のメイン・タイトルにふさわしい成果が期待されるのである。そのための布石として、朝鮮半島で展開した中国宮廷音楽受容の様相への切り込みを予備的に示しつつ、全体像への視座が提示される。具体的に朝鮮での事情をみると、12世紀初頭の高麗朝が宋代中国から大量の堂上登歌や堂下楽懸(軒架)、舞を導入していたり、それらの上演場所としても宗廟や文廟を設けるなど、ベトナムのケースときわめて類似した様相がうかがわれる。その背景には、ベトナムや朝鮮に対する中国からの圧迫があったために、政治体制、宮廷制度、教育などの広い領域にわたって中国のシステムを取り入れたという状況がある。他方、日本の場合は、中国から離れたところにあつて、文化的な土壌も大きく異なっていたため、中国文化を大々的に受け入れることはなく、取捨選択し、しかも自文化にみあうように相当に変容させることが受容の初期からおこなわれていたと考えることができる。

本文131頁(1頁=25字×20行×2段)、400字詰原稿用紙換算約320枚

緒言、凡例、要旨、abstract(英文)、文献一覧、年表、地図 計28頁

論文審査の結果の要旨

論者は中国人留学生で、上海では中国音楽史の研究に従事していた。とくに唐代中国の音楽文化を調べてゆくにつれ、きわめて国際化が進行していた当時の中国が西域や南方から楽器や演奏慣習を取り入れるだけでなく、唐化した音楽を周辺の国々にへ流出させていたという歴史的事実に影響を受け、自らの研究の視野も徐々に拡大していったことが、この論文の背景にある。ところが、中国は政治体制が交替する度に文化も大きく変容を遂げるのが常であり、唐代の資料に直接触れたいと思えば、朝鮮半島や日本などの周辺諸国に残されているものを頼りにせざるを得ない。

とくに日本では、正倉院の御物に代表されるように古い時代のものが数多く保存されているのである。しかし、楽器の現物や書物など物質文化的なものはともかく、実際の音楽や舞踊ともなると日本的に文化変容を遂げてしまっているので、それらを観察して中国音楽のかつての姿を再構成することはできない。それでも、保持されたもの、変容したものを識別すれば、中国音楽史の資料として日本の雅楽などを活用することはできるであろう。論者の日本留学のきっかけは、そのようなところにあったが、日本での音楽学の動向に影響されて、文化の動態そのものが主たる関心事となっていた。しかも、論文をまとめ始める前に、幸運にしてベトナム雅楽復興計画のプロジェクト・チームに加わる機会に恵まれ、フィールドワークを体験することによって、通時的な視点に加えて共時的な問題意識による音楽学や文化人類学にも足を踏み入れることになる。こうした経緯が論文の題目設定にはっきりと反映している。

本論文の特長は第一に、従来自明の事柄として深くは究明されてこなかった中国音楽の周辺諸国による受容の実態を具体的に検証したところにある。しかも、日本の場合、すでに消滅したジャンルではあっても、女楽と踏歌という、宮廷音楽のなかでも周縁的な側面に光をあてることにより、日本音楽史プロパーに対しても寄与するところが大きい。同様のことが、ベトナム研究についても言える。すなわち、ベトナム雅楽の現状を把握することすらまだ完璧ではない状況にあって、過去の歴史的経緯を明快に論じた功績は高く評価される。本研究は、近年盛んな「東アジア世界の構造とそこでの国際交流のあり方」を具体的に探る歴史学の諸研究のなかでも貴重な役割をはたすであろう。

第二の特長は、大量の文献を渉猟したうえで、ポイントとなる文献を丹念に読み込み、問題意識を明確にしながら、一般的な歴史書のなかから音楽に関する記事を多数抽出・分析したところにある。それは、中国人歴史学者として漢字読解の能力が人並み以上であることによっている。しかし、反面、この漢字読解力の自負心から、漢字文化圏での微妙に異なるニュアンスへの配慮がやや欠けていると思われる場合もある。

あえて論文の将来的に磨かれるべき点をさらに指摘するなら、まず、設定されたテーマ「文化触変」による分析結果が図式的に整理されすぎていると言わざるを得ない。言い換えれば、多量のデータを読み解いて図式化するのは当然の手続きではあっても、現実の文化変化はもっと複雑であって、図式からはずれた側面を見直す必要があるのである。また、異なる時代、異なる地域、異なる種類の資料（正史、日記、文学作品）などに備わっている異なる背景や性格を十分にみきわめて扱っているとは言い難い。そのような意識は読みとれるのではあるが、より厳密な資料批判をほどこしていれば、分析データの信憑性がより高くなったと思われる。

しかしながら、これらの短所は、将来経験を積むにつれ補われてゆくべき性質のものであり、学界に対する貢献度の高い本研究の価値を損なうものではない。

以上のように、本論文は中国人が東アジアを広く捉えようとした研究として従来の研究の水準を越える優れた論考である。よって本研究科委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するのに十分な価値を有するものと認定する。